

(裏)

7 業務に従事する助産師の氏名、勤務日時等				
氏名		勤務日時		免許証番号及び登録年月日
8 嘱託医師の住所、氏名（助産所に限る。）等				
嘱託 医師	住所			
	氏名			
	臨床研修等修了登録年月日		年 月 日	
	免許証番号及び登録年月日		第 号 年 月 日	
病院又は診療所 （名称及び所在地）				
9 医療従事者（薬剤師）の氏名等				
氏名		免許証番号		登録年月日
10 その他の従業者				
事務員		看護師		計
名		名		名
11 添付書類				
<p>(1) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書</p> <p>(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し</p> <p>(3) 業務に従事する助産師の免許証の写し</p> <p>(4) 嘱託医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び承諾書（助産所に限る。）</p> <p>(5) 嘱託する病院又は診療所の有する診療科名が分かる書類及び承諾書等（助産所に限る。）</p> <p>（注1）平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって、同日以後に医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。</p> <p>（注2）平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、同日以後に歯科医師免許を受けたものは、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。</p>				